

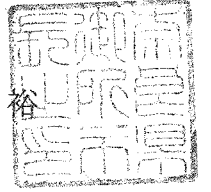


御所市規則第26号

御所市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月13日

御所市長 東川



御所市税条例施行規則の一部を改正する規則

御所市税条例施行規則（昭和57年御所市規則第32号）の一部を次のように改正する。
様式第7号及び様式第8号、様式第11号から様式第15号まで並びに様式第19号から
様式第20号その2までの規定中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。